

対馬市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成24年7月26日(木)午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 対馬市美津島文化会館

3. 出席委員 (19人)

1番 井田幹男	3番 鬼橋孝幸	4番 永留光雄
5番 初村重政	6番 堀江政武	7番 上野良人
8番 松村英二	9番 吉野敏	10番 阿比留和比古
13番 武田安丸	14番 中村國安	15番 米田賢明
17番 兵頭榮	19番 小宮正至	21番 須川久巳
22番 縫田和己	23番 上野秀一	24番 島居邦嗣
25番 龍造寺正房		

4. 欠席委員 (4人)

2番 太田吉雄	11番 大石憲一	12番 佐伯理
16番 永留廣美	18番 小宮伸之	

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について
議案第8号 非農地証明書交付願について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日龜剛一
農業委員会事務局係長	庄司克啓
農林水産部農林振興課課長補佐	波田安德
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神宮秀幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石丸真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中村龍一

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、平成24年度 対馬市農業委員会 第3回総会を開会いたします、本日は、委員定数24名中19名の出席です、総会は成立しておりますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めたいと思います。

議事日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、私の方からご指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、1番の井田幹男委員、4番の永留光雄委員にお願いをいたします。

次に、議事日程第2、会期について、お諮りいたします。お手元に配布しております日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、本日1日とします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び係長を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案書の1ページをお開き願います。

議案第5号について説明いたします。

議案第5号は農地法第3条の規定による許可申請で、今回は3件でございます。

番号1は贈与によるもので、譲受人は厳原町下原の さんで、譲渡人は美津島町小船越の さんです、面積は「畑が1筆」、7,277㎡で、現在の経営面積は0㎡でございます。

番号2は売買によるもので、譲受人は峰町吉田の さんで、譲渡人は峰町吉田の さんです、面積は「田が1筆」、1,142㎡で、現在の経営面積は1,001㎡でございます。

番号3は賃貸借契約によるもので、賃借人は峰町吉田の さんで、賃貸人は峰町吉田の さんです、面積は「畑が1筆」、1,084㎡で、現在の経営面積は1,001㎡でございます。

番号1、2、3ともに現在の経営面積は下限面積以下ですが、今回の申請により要件を満たすものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、番号1から順番に地元委員の補足説明をお願いいたします。

(1 番委員挙手)

1 番 井田幹男委員

それでは番号 1 について説明をいたします、7 月 2 0 日に事務局の波田さんと申請者の さんと現地立会をいたしました。

さんは大変熱心な方で、今荒れているこの畑地をソバと果樹を植えたいということで、耕作放棄地の解消にもなると思いますのでどうかよろしく願います。

議 長 番号 2 を願います。

(1 4 番委員挙手)

1 4 番 中村國安委員

この田は国道に面し、申請者の さんの家の前の耕作放棄地を売買契約が出来たということです、耕作放棄地の対策にもなると思います。

また、番号 3 は さんの本家、分家で賃貸借契約が整い今回申請されたものであります。

申請者の さんは、農業を頑張っておられ、自宅前に無人販売所も設置されておられます。

よろしく審議の程を願います。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありました、番号 1 から順番に質疑、無いでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第 5 号、番号 1 から番号 3 につきまして、一括して賛否を問いたいと思います、本案件について、原案のおり許可することに賛成の方の挙手を、願います。

全員賛成でございます、議案第 5 号について、許可することに、決定いたします。

次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案書の 2 ページをお開き願います。

議案第 6 号について説明いたします。

議案第 6 号は農地法第 5 条の規定による許可申請で、今回は 1 件でございます。

この案件は売買によるもので、譲受人は美津島町久須保の さんで、譲渡人は同じく久須保の さんです、面積は「畑が 1 筆」、1 6 1 m²で、転用目的は倉庫用地、及び駐車場であります。

「位置図・配置図」及び「現況写真」等を3ページから11ページに添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(8番委員挙手)

8番 松村英二委員

20日の10時より事務局の神宮さんと現地調査に行きまして、譲受人のさんと立会をして説明を受けましたが、現況ではゴミ等が多くてですね、10数年間、耕作を放棄していた関係上、耕作地として不向きであることと、さんは、他にかなりの耕作地がありますが、1箇所だけここが外れてこともあり、さんが車庫と、駐車場にしたいと説明を受けました、詳細については3ページから11ページにありますのでよろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長 ただ今、地元委員さんより説明がありました、何か質疑等ございませんか。

(無し)

議 長 それでは、この件につきまして賛否を問いたいと思います、本案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を、お願いいたします。
全員賛成でございます、議案第6号について、当委員会の意見を付し県知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権設定)」について」を議題とします。

本議案につきましては、委員が直接関係する案件でございますので、対馬市農業委員会会議規則第10条の規則により、一時退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の12ページをお開き願います、議案第7号の農用地利用集積計画(第3回)について、ご説明いたします。

農用地利用計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。今回2件の「利用権設定」の申し出がっております。

13ページをお開き願います。

番号1、「利用権の設定を受ける者」は、厳原町田淵の さん、「利用権の設定をする者」は、厳原町下原の さんの法定相続人、 さんで、面積は「田3筆」で3,975㎡でございます。

番号2、「利用権の設定を受ける者」は、同じく さん、「利用権の設定をする者」は厳原町下原の さんで、面積は「田1筆」で1,983㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(1 番委員挙手)

1 番 井田幹男委員

番号 1、2 について説明をいたします、7 月 20 日、事務局の波田さん、申請者の さん、振興局より二人みえられまして現地を視察しております。

現在は荒れ地でございますけど、 さんは畜産事業をしておりますので、ここを整理して飼料作をしたいということで さん外 2 名、共同ですることになっています。

これも耕作放棄地の解消となりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありました。何か質疑等ございませんか。

(意義なし)

議 長 それでは、まとめたいと思います、本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます、議案第 7 号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 7 号の審議が終わりましたので 委員の入場を認めます。

議 長 次に、議案第 8 号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案書の 14 ページをお開き願います。議案第 8 号についてご説明いたします。議案第 8 号は、非農地証明書交付願 1 件でございます。

この案件は連名での申し出でございます、筑紫野市二日市の さん、 さん、朝倉市上畑の さん、北九州市小倉南区葛原の さん、広島県安芸郡海田町南本町の さんの 5 名で、申請地は厳原町西里の畑で、「面積は、1 筆で 1,600 m²」でございます。

理由は、 さんが耕作されていたが、平成 6 年 6 月に高齢のため 氏とともに福岡県に移住されて以来、耕作されず自然荒廃地となった、為であります。

なお、15 ページから 18 ページにかけて、「位置図」及び「現況写真」を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(3 番委員挙手)

3 番 鬼橋孝幸委員

厳原町西里清水山下 148 番 1 の土地の現地立会を農林振興課の波田課長補佐

と私とで7月3日に実施いたしました。

この土地は平成6年5月ごろまで 氏が耕作されていましたが、高齢化により、ご子息の 氏と伴に同年6月に転居されたため、耕作されない状況が18年あまり続いたことになり山林化している状態でございます。

今後の耕作の計画も無いことから、非農地と認めることが適切であると判断いたしました、なにとぞ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 地元委員から補足説明がありました。何か質疑等ございませんか。

(なし)

議 長 ないようでありますので、賛否をお諮りします、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございます、議案第8号は、原案のとおり交付することに決定いたします。

以上で、本日提案されました、第5号議案から第8号議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんか。

(19番委員挙手)

19番 小宮正至委員

その他になりましたので、8号議案に関連しまして、この議案は決定したことでも何も異存はありませんが、参考のためにお聞きしたいのですが、将来はこの共有者で管理していくことになるのですか。

議 長 いずれは、そうなると思いますが、現在はそうですが、先のことは分かりませんですね。

事務局 現在の名義はですね、5名の共有になっておりますので、5名の方で申請されております。

議 長 それでよろしいですか。(はい)
その他の項で無ければ事務局から何か無いですか。

事務局 (事務局の方より、農地の利用状況調査の方法、調査員日当及び地元協力員の日当等を説明し了承をもらう。)

議 長 それでは、長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございました。
また、最後に事務局よりお願い事項もありましたが、皆さんがいわれるとおり、大変なことだと思いますが、毎年、一筆調査をしなければならないので、その時期がくれば、大変でしょうがご協力をお願いします。
本日は、第3回の総会は以上をもちまして、閉会することとします、お疲れ様でした、どうもありがとうございました。